

主な指摘事項【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、 修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針について記載すること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合 (償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・苦情に対する相談窓口について、事業所の窓口のみではなく国民健康保険団体連合会及び保険者につ いても記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間が行政の条例に定められた期間となっているため、完結の日から5年間とすること。 	3件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が 必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。 ・虐待の防止及び身体的拘束等に関する研修の実施頻度を年1回以上としているため、年2回以上とすること。 	2件

計5件